



2024年10月29日

各 位

会 社 名 株式会社 東京一番フーズ  
代表者名 代表取締役社長 坂本 大地  
(コード番号：3067 東証スタンダード)  
問合せ先 専務取締役 岩成 和子  
(TEL：03-5363-2132)

### 取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、令和6年10月29日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役（社外取締役を含む。以下、「対象取締役」という。）及び監査役（以下、「対象監査役」といい、対象取締役と併せて「対象役員」という。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を令和6年12月24日開催予定の第26回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、対象役員に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを従来以上に与えるとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

当社の取締役及び監査役の金銭報酬額は、平成17年12月30日開催の第7回定時株主総会において、取締役については、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役については、年額30,000千円以内とそれぞれご承認をいただいております。また、平成28年12月26日開催の第18回定時株主総会において、取締役について、上記の金銭報酬額とは別枠にて、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年の年額50,000千円（うち社外取締役は10,000千円）を上限として設ける旨のご承認もいただいております。

本株主総会では、当社における対象役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役及び監査役の金銭報酬の額、新株予約権に関する報酬等の額とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象役員に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主

の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

## 2. 本制度の概要

本制度において対象役員は、取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行または処分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、年額9,300千円以内（そのうち、社外取締役である取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1,300千円以内）、対象監査役に支給する本制度に係る金銭報酬債権の総額は、年額700千円以内とし、各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、対象取締役に對しては指名報酬委員会での諮問を経た上で、取締役会において決定し、対象監査役に對しては監査役会の協議によって決定いたします。

本制度により当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、対象取締役に對して年20,460株以内（そのうち、社外取締役である取締役に對して新たに発行または処分する株式は年2,860株以内）（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）、対象監査役に對して年1,540株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」という。）の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象役員との間において、①一定期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。なお、本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上